

# 佐野市木造住宅耐震補助制度のご案内

佐野市では昭和56年5月31日以前に工事着手された木造住宅にお住まいの方で、耐震診断・耐震改修工事・耐震建替え工事をされる方に費用の一部を補助しています。



## 市の補助制度を活用して耐震診断・耐震改修・耐震建替えを!!!

### ★補助に際しての注意事項★

- ☆補助対象住宅に増築工事がなされている場合や、専用住宅でない場合など、補助が受けられないことがありますので、必ず窓口にて事前相談をしてください。
- ☆補助対象者は補助対象住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族で耐震改修等に係る契約者となります。
- ☆申請時点で既に耐震化事業（耐震診断、改修、除却、建替え契約を含む）に着手していると補助の対象になりません。

### 【お問い合わせ】

佐野市 都市建設部 建築指導課 指導係（高砂町1《5階 西側》）  
電話：0283-20-3104 Fax：0283-20-3035  
E-mail：kenchikusidou@city.sano.lg.jp

# 各種耐震補助制度の概要



## ① 耐震**診断**の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された住宅</li><li>・在来軸組工法により建築された住宅</li><li>・木造 2 階建て以下の一戸建て住宅 (居住部分が 1/2 以上の併用住宅を含む)</li><li>・賃貸を目的としない住宅</li></ul>
補助限度額	<b>6万4千円</b> (診断費用の 2/3 以内)
その他	耐震診断は耐震診断士の資格を有するものが行うものとします。

## ② 耐震**改修**の補助

補助対象住宅	耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅で、補強計画に基づき改修を行う住宅
補助限度額	<b>100万円</b> (補強計画の策定を含む耐震改修に要する費用の 4/5 以内)
その他	耐震改修とは、倒壊の恐れがあるとされた住宅の最小の上部構造評点を 1.0 以上にする工事をいいます。

## ③ 耐震**建替**の補助

補助対象住宅	耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅
補助限度額	<b>100万円</b> (建替え前の住宅の耐震改修に要する費用相当額 (1 平方メートルあたり 22,500 円) の 4/5 以内)
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・倒壊の恐れがあるとされた住宅を除却し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を建築する場合があります。</li><li>・除却する住宅の耐震診断を行う前に新たな住宅の建築確認申請を行わないでください。</li><li>・建替え後の住宅は、省エネ基準*に適合する必要があります。</li></ul>

\*建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律で定める建築物エネルギー消費性能基準に相当するもの

令和 4 (2022) 年 4 月 1 日現在